

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（廃スラッジ回収施設の設置、多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年9月27日（火）15時00分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、大辻室長補佐、新井安全審査官、塩唐松係員
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
東京本社 担当4名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当36名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（廃スラッジ回収施設の設置多核種除去設備、スラリー安定化処理設備の設置）の耐震設計及び閉じ込め機能の考え方について、資料に基づき説明があった。
 - ◆ 耐震クラスについて
 - 地震により安全機能を失った際の公衆被ばく影響が7日間継続した場合の被ばく線量を評価したところ、両施設において $50\mu\text{Sv}$ より大きく 5mSv 以下となったこと。
 - 各設備の耐震クラスについて、上記結果を踏まえ建屋・機器はB+やBクラスと考えているものの、その他換気空調設備や電源・計装設備等については建屋・機器が健全な状況で機能喪失を考えると公衆被ばく線量が $50\mu\text{Sv}$ 未満と評価されたためCクラスと考えていること。
 - ◆ 閉じ込め機能について
 - 常時負圧維持に向けた非常用電源については、換気空調設備が地震によって機能喪失しても公衆被ばく評価が $50\mu\text{Sv}$ 未満と評価されたため不要と考えていること。
- 原子力規制庁は上記説明を受けた内容について、以下のコメントを伝えた。
 - 安全機能喪失が7日間続く仮定を置いた今回の評価の概略について、担当者レベルでは妥当と考えているが、今後、規制庁内で当該内容を確認・議論すること。
 - 一方で、各設備の耐震クラス設定や非常用電源の要不要については更なる議論が必要であること。
 - 今回の評価における建屋の除染係数を含む文献値の適用については、妥当性について議論が必要であること。

6. その他

資料：スラリー安定化処理設備・廃スラッジ回収設備の耐震クラス及び閉じ込め機能について